

議案第13号

新座市手数料条例の一部を改正する条例

新座市手数料条例（平成12年新座市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改

正

後

附 則

(キオスク端末による証明書等の交付に係る手数料の特例)

- 4 令和8年7月1日から令和10年3月31日までの間、別表第11号の表諸証明手数料の項中「300円」とあるのは「300円（キオスク端末（新座市印鑑条例（昭和52年新座市条例第4号）第19条に規定するキオスク端末をいう。次項において同じ。）により交付する場合にあっては、200円）」と、物件交付手数料住民票（除票を含む。）、戸籍の附票（戸籍の附票の除票を含む。）、図面等の写しの交付の項中「300円」とあるのは「300円（キオスク端末により交付する場合にあっては、200円）」とする。

別表（第2条関係）

(1)・(2) [略]

(3) 地方税法関係手数料

名 称	手数料を徴収する事務	金 額
納税証明書交付手数料	[略]	1枚につき 300円
固定資産課税台帳閲覧手数料		1回につき <u>300円</u> 。ただし、地方税法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、無料とする。
固定資産課税台帳記載事項証明書交付手数料		1枚につき 300円

備考 [略]

(4)～(10) [略]

(11) その他

名 称	手数料を徴収する事務	金 額
諸証明手数料	[略]	1枚につき 300円
物件交付手数料		1件につき 300円
閲覧手数料		1件につき 300円
		[略]
		1回につき 300円

附 則

(キオスク端末による証明書等の交付に係る手数料の特例)

- 4 令和5年5月1日から令和8年3月31日までの間、別表第11号の表諸証明手数料の項中「200円」とあるのは「200円（キオスク端末（新座市印鑑条例（昭和52年新座市条例第4号）第19条に規定するキオスク端末をいう。次項において同じ。）により交付する場合にあっては、150円）」と、物件交付手数料住民票（除票を含む。）、戸籍の附票（戸籍の附票の除票を含む。）、図面等の写しの交付の項中「200円」とあるのは「200円（キオスク端末により交付する場合にあっては、150円）」とする。

別表（第2条関係）

(1)・(2) [略]

(3) 地方税法関係手数料

名 称	手数料を徴収する事務	金 額
納税証明書交付手数料	[略]	1枚につき 200円
固定資産課税台帳閲覧手数料		1回につき <u>200円</u> 。ただし、地方税法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、無料とする。
固定資産課税台帳記載事項証明書交付手数料		ア 土地又は家屋ごとに証明するもの 土地1筆又は家屋1棟を1件とし、 3件までのものにあっては200円、 3件を超えるものにあっては200 円に3件を超える1件につき40円 を加えた額とする。 イ ア以外のもの 1枚につき200 円とし、1枚を超えるものにあって は200円に1枚を超える1枚につ き40円を加えた額とする。

備考 [略]

(4)～(10) [略]

(11) その他

名 称	手数料を徴収する事務	金 額
諸証明手数料	[略]	1枚につき 200円
物件交付手数料		1件につき 200円
閲覧手数料		1件につき 200円
		[略]
		1回につき 200円

附 則

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市手数料条例別表第3号の表及び別表第11号の表の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受ける事務に係る手数料について適用し、同日前に申請を受けた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

令和8年2月20日提出

新座市長 並木 傑

提 案 理 由

地方税法関係手数料等の額を改定するとともに、キオスク端末による証明書等の交付に係る手数料の特例を定めたいので、この案を提出するものである。